

市民後見の目指すもの

2020.3.3

弁護士 井上計雄

成年後見制度の必要性

- ▶ 誰もが日常生活の中で「**法律行為**」を行っている。
- ▶ ex. 買う(売買), 借りる(貸借), 預ける(寄託)など
- ▶ 「**法律行為**」は, 意思表示することで, 法律上の権利や義務が発生するもの。
- ▶ ← これを理解できる能力(判断能力)が必要

- ▶ 認知症など精神上の障害により判断能力が低下した人は適切な「**法律行為**」ができない。
- ▶ 取引界からは排除。生活ができなくなる。

- ▶ そこで, 本人の判断能力を補い, 本人に代わって法律行為をする人による支援が必要
- ▶ つまり, 「**法律行為**」ができるようにするために, きちんと権限をもった人をつけるのが**成年後見制度(判断能力が低下した人の法律行為を代理し, 援助する制度)**です。

成年後見制度の趣旨

自己決定の尊重

現有能力の活用

ノーマライゼーション

憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

□ 保護との調和

成年後見制度

■ 法定後見制度

- ▶ 精神上の障害により既に判断能力が低下している場合に、家庭裁判所に申し立て、援助してくれる人を選んでもらう。
- ▶ 判断能力の低下の程度により3つの類型がある。
 - ① 成年後見（判断能力を欠く状況）
 - ② 保佐（判断能力が著しく不十分）
 - ③ 補助（判断能力が不十分）

■ 任意後見制度

- ▶ まだ判断能力がある間に、判断能力が低下したときの援助の内容を決め、信頼できる人にあらかじめ頼んでおく。
- ▶ 判断能力が低下し、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたときから効力を生じる。

■ （後見登記制度）

成年後見人等の職務と権限

- 成年後見人等の職務範囲は、**財産管理と身上監護**
 - 本人の生活の全般に及ぶ
- 成年後見人等の権限
 - ▶ ・**代理権** — 本人に代わって法律行為をする(後見人, 代理権ある保佐人・補助人)
 - ▶ ・**同意権** — 本人が行う法律行為を事前チェック (保佐人, 同意権ある補助人)
 - ▶ ・**取消権** — 本人が行った法律行為を事後チェック
- 援助の例
 - ▶ 財産の管理 — 通帳等大事な物を保管し, 必要な支払等を行う
 - ▶ 身上監護の手配 — 介護サービスの利用契約などを行う
 - ▶ 取消権の行使 — 消費者被害などについて取消し
- ◆ **介護等の「事実行為」を行う義務はない** (≠「法律行為」のための制度)
- ◆ **医療同意権(手術の同意等)はない**

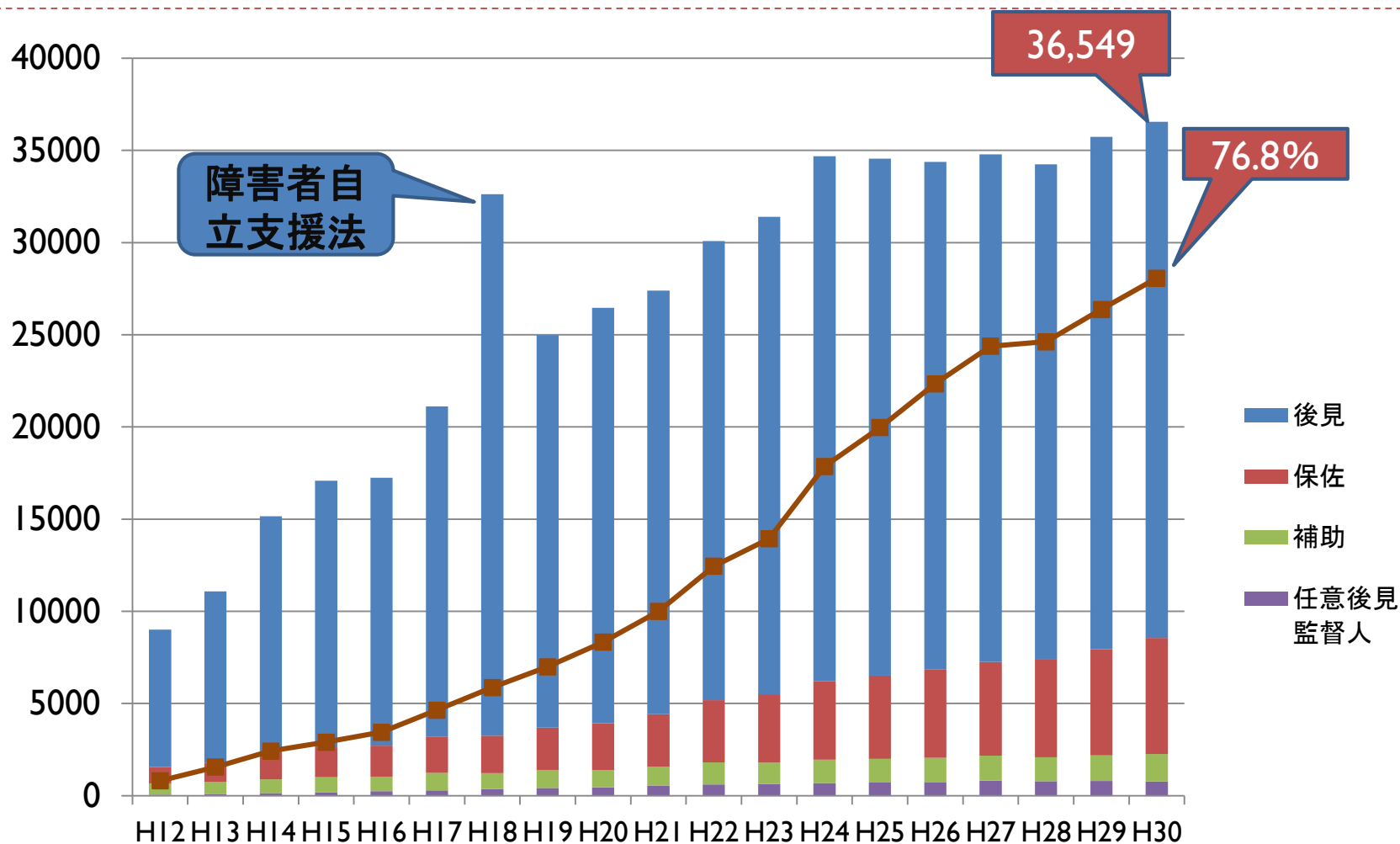
成年後見人等の立場

- ◆ 成年後見人等は、家庭裁判所から選ばれた者
 - ▶ → 裁判所の監督を受ける(定期的報告等)
- ◆ 本人のために本人を援助する(家族のために動くのではない)
 - ▶ ★本人の意思を尊重する義務がある
 - 【民法858条】成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- ◆ 本人の財産は本人のために(積極的に)使う(家族のために残すのではない)
 - ▶ 本人が自分らしい生活、安心して快適な生活を送れるように援助する
 - ▶ 本人の財産と法定後見人や家族の財産は明確に区別しなければならない
- ◆ 善良な管理者としての注意義務が課せられる

誰が成年後見人等に選任されるのか？

- ◆ 家庭裁判所が、本人のための適任者を選ぶ。
 - ▶ 配偶者が当然に選任されるわけではない
 - ▶ 申立てで候補者をあげても、不適任であれば別の者を選任する
 - ▶ 複数の成年後見人等が選任される場合もある
 - ▶ 財産管理後見人と身上監護後見人 など
- <平成30年全国>
 - ▶ 親族(23.2%) ← 年々減少している
 - ▶ 弁護士(22.4%), 司法書士(28.9%), 社会福祉士(13.3%),
 - ▶ 法人(10.0%), 市民(0.8% 320人), その他
- 老人福祉法32条の2(H24.4.1施行) ← 市民後見人の根拠規定
 - ▶ 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

成年後見関係事件と第三者後見人等の推移



成年後見人等の適格性と特性

- 法律上，成年後見人等の資格に限定はない
 - ▶ 親族でも対応できることが前提
 - ▶ 療養看護等事行為は成年後見人等の職務ではなくなった〔身上配慮義務〕
- 成年後見人等として求められる共通の適格性
 - ▶ 他人性の認識 ー 他人の財産を管理し，他人の権利義務に関わる
 - ▶ 権利擁護の意識 ー 法律行為により本人の権利を護る
 - ▶ 親族は他人性の認識を欠く場合がある
 - ▶ 第三者後見人でも研修等により補充が必要（専門職も）
- ◆ さらに事案に応じて，問題解決のための専門性等が要求される場合がある〔上乘せ部分〕

担い手の区別

担い手	ふさわしい事案	
親族	円満な関係, 日常的支援, 本人の意思が分かる(?)	<ul style="list-style-type: none">・後見人の利益と衝突する場合がある・他人性の認識を欠く場合がある(H22 10か月で18億円以上が着服→後見制度支援信託の導入)
弁護士	親族間対立, 虐待, 法的紛争, 財産複雑など法律専門家としての対応が必要	紛争解決が主で, きめ細かな身上監護の対応は困難
司法書士	財産多額, 法的手続きなど法律職としての対応が必要	財産管理が主であり, きめ細かな身上監護は難しい
社会福祉士	身上監護面で困難を抱えるなど福祉専門家としての対応が必要	別に仕事を持っている人が多い
法人	自然人では困難, 継続性, 安全な財産管理	具体的対応者の資質が担保されているか
市民	紛争性や親族対応がなく, 高額な財産管理もない, 本人に寄り添う支援, きめ細かな身上監護	養成研修, 登録, 受任調整, センター(専門職関与)による活動支援がある

市民後見人の重要性

- 成年後見人等の担い手は、その事案に応じた適任者として区別される
- ▶ 専門職の数が足りないからとか資力のない人だから「市民」ではない
- 基本は法律行為ができるようにすること

- ◆ 紛争や法的問題、財産多額・複雑、身上監護面で困難などの場合は、その対応に専門性が必要となるから専門職後見人

- ◆ そういう問題がない場合は、市民のほうがよりふさわしい
- **積極的権利擁護**(生活の質の向上)の担い手
- ▶ 安定した生活を確保した上で、さらに本人らしい生活の質(QOL)の向上
- ▶ 本人の意思を十分にくみとる
- ▶ 本人と同じ目線で見つめ身近で寄り添う支援
- 地域における相互支援活動、地域福祉の担い手 = 「**共助**」の理念

成年後見制度利用促進法 (H28.5.13施行)

■ 第3条(基本理念)

- ▶ ① 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- ▶ ② 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- ▶ ③ (関係機関の協力と体制整備)

■ 第11条8号(基本方針)

- ▶ 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言…

◆ 国連「障害者の権利に関する条約」(H26.1批准)

- ▶ 意思決定支援の制度

財産管理偏重から
本人の意思、身上保護の重視へ

市民後見活動を支えるための体制

- ◆ 市民と専門職と行政のコラボレーション
 - ▶ 市民に対する信頼とこれを支えるための支援体制
 - ▶ 養成研修・受任調整・活動支援の一貫したセンターによる支援
 - ▶ 専門職団体(弁護士会, リーガルサポート, 社会福祉士会)が関与
- **養成研修**
 - ▶ 成年後見人等として必要な知識, 考え方を習得。身につけてもらう。
 - ▶ 専門職でも研修が必須。知識経験の違いが研修の量の違い。
- **受任調整**
 - ▶ 市民後見人に適した案件の選別
 - ▶ 適任者の選定 ー 経歴, 人となり, 訪問のし易さ等すべてを考慮して選定
- **活動支援** ー 日常的な相談と定期的な専門相談による助言
 - ▶ 専門相談: 受任直後, 受任1か月後, 3か月後, 6か月後, 半年ごと, 随時
 - ▶ 法的問題等が生じた場合には専門職への委任ができる体制
- ◆ 市民後見人が安心して適切な後見活動を行うことが, 被後見人の権利擁護につながる。

市民後見が目指すもの

- ▶ 誰もが、たとえ判断能力が低下しても、自分の意思が尊重された自分らしい生活を送りたい。
- ▶ それに必要なのは、管理型ではなく、寄り添い支援型。
- ▶ 法的問題等を抱えている場合は、その点は専門職に委ねればよい。
- ▶ 専門職ではなく、市民だからこそできる支援がある。
- ▶ 本人を市民後見人が寄り添い支援し、市民後見人を行政や専門職が支援する地域ぐるみの支え合い。

□ You Tube

- ▶ 大阪市市民後見人活動啓発DVD
 - 「ともに支える」
 - 「受任調整会議」

▶ 了